群馬大学医学部附属病院リハビリテーション部規程

平成16年4月1日 制定

改正 平成16年4月13日 平成17年4月1日

平成19年4月1日 平成23年4月1日

平成25年4月1日 平成26年4月1日

平成30年4月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院リハビリテーション部(以下「リハビリテーション部」という。)に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 リハビリテーション部は、リハビリテーション医学を医療に応用することを通 して、診療・教育・研究業務等を行い、広く医学・医療の向上及び発展に貢献するこ とを目的とする。

(業 務)

- 第3条 リハビリテーション部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務 を行う。
 - (1) 理学療法に関すること。
 - (2) 作業療法に関すること。
 - (3) 言語療法に関すること。
 - (4) 教育研究に関すること。
 - (5) その他リハビリテーションに関すること。

(職員)

- 第4条 リハビリテーション部に、次の各号に掲げる職員を置く。
 - (1) リハビリテーション部長
 - (2) リハビリテーション部副部長
 - (3) 病院の主担当を命ぜられた教員のうちリハビリテーション部の担当を命ぜられた 者
 - (4) 医療技術職員
 - (5) その他必要な職員

(運営委員会)

- 第5条 リハビリテーション部の円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院リハビリテーション部運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、リハビリテーション部の運営に関する事項を審議する。

(組 織)

- 第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) リハビリテーション部長

- (2) リハビリテーション部副部長
- (3) 臨床主任会議から選出された教授 4人
- (4) 保健学研究科から選出された教授 1人
- (5) 看護部長
- (6) 医事課長

(任期)

第7条 前条第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第8条 委員会に委員長を置き、リハビリテーション部長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、リハビリテーション部副部長がその職務を代行する。

(会 議)

第9条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事 務)

第12条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、リハビリテーション部の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。